

国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度についての考え方

- 1 公正取引委員会は、EU、米国及び豪州において国際航空協定に関する競争法適用除外制度を見直す動きがあることを契機として、平成18年半ばから、国際航空市場の実態と独占禁止法の適用除外制度の在り方を中心とした競争政策上の課題についての調査を開始し、航空会社、旅行会社、利用航空運送事業者（以下「フォワードナー」という。）、荷主、関係団体、有識者等からの意見聴取、旅行会社約1,200社及びフォワードナー約120社を対象としたアンケート調査等を行った。
- 2 また、公正取引委員会は、これまで、競争政策の観点から政府規制及び独占禁止法の適用除外制度についての検討を行うため、政府規制等と競争政策に関する研究会（座長岩田規久男 学習院大学経済学部長。以下「規制研」という。）を開催しているところ、平成19年2月からは、規制研において、前記1の調査結果等を踏まえて、国際航空市場の実態と競争政策上の課題について、国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度の在り方を中心として、検討を開始することとした。規制研は、IATA（国際航空運送協会）や航空会社などからのヒアリングなども行った上で慎重に議論を重ね、同年9月の会合において報告書（案）を取りまとめ、同年10月には、報告書（案）についてパブリックコメント手続により、関係各方面から広く意見を募集した。規制研は、パブリックコメント手続に寄せられた意見を踏まえ、それまでの検討内容について、慎重に検討した結果、同年11月29日の会合において、「国際航空市場の実態と競争政策上の課題について－国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度の在り方を中心として－」と題する報告書を取りまとめたところである。
- 3 公正取引委員会は、前記規制研の報告書の提出を受け、その内容を踏まえて、国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度の在り方について、慎重に検討したところ、
 - ① 平成11年の見直しの際に国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度を維持した理由、すなわち「諸外国においても競争法からの適用除外が認められている」ことは、現時点において、適用除外制度を維持する理由として成立していない
 - ② 各国際航空協定について、現状を踏まえて改めて具体的に検討した結果、現行の適用除外制度を維持する合理的な理由を説明することは、困難であり、速やかに適用除外制度の抜本的な見直しを行うことが必要である。国際約束があるものについては、締結国の具体的な要請に基づいて実施されるものに限り、暫定的な措置を採れば足りるとの結論に至った。
- 4 国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度は、航空法に規定されていることから、同制度の在り方については、公正取引委員会のみでの判断によるのではなく、国土交通省での検討と判断も必要である。このため、公正取引委員会は、国土交通省に対して、規制研報告書の内容を踏まえ、速やかに、国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度の抜本的な見直しを行うことを求めたところである。
- 5 公正取引委員会は、国際航空協定に関する独占禁止法の適用除外制度の抜本的な見直しの方向性が示された際には、国際航空分野における公正な競争秩序を確保する観点から、適切な措置を講ずることを検討することとしている。